

【傍聴人 2 名】

議題

(1) 「神奈川県動物愛護管理推進計画（平成 26 年度から平成 35 年度）に基づく平成 30 年度実施結果（4～12 月）」について（資料 1－1、1－2）

事務局

資料 1－1、1－2 については事前にお送りしているが、簡単に説明させていただく。

神奈川県動物愛護管理推進計画は「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、動物愛護管理行政を独自に推進している横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市と県が中心となって取り組む計画として平成 20 年 3 月に策定した。

この計画には数値指標を掲げており、12 の施策に取り組むことにより、目標の達成を目指すものである。

今年度 12 月末時点の数値指標の達成状況の結果が資料 1－1、12 の施策の取組み 結果が資料 1－2 である。

まず、資料 1－1 について説明する。

指標とする数値については、経年データから算出した推定値をもとに、設定している。

犬・猫の収容数については、その減少に向けて取り組む施策が長期的展望に立ったものであるため、30 年度の数値は、推定値と同等としているが、35 年度の数値は推定値よりさらに減らす設定としている。

犬の返還・譲渡率については、引取り数減少の取組みの推進により、譲渡に適さない犬の割合が高まることを考慮し、30 年度、35 年度ともに、指標を推定値より低く設定している。

猫の譲渡率については、県が平成 25 年 9 月から譲渡費用を廃止したことに伴う譲渡数の増加を考慮し、30 年度、35 年度ともに、指標を推定値より高く設定している。

動物の致死処分数、動物の苦情件数については、30 年度、35 年度ともに、指標を推定値と同等に設定している。

なお、昨年度時点で全ての項目で 35 年度の数値を達成している。

今年度は猫の譲渡率以外は、前年度同期と比べて改善傾向にある。

次に資料 1－2 について、各自治体のトピックを説明する。

まず、神奈川県の実施状況について、マイクロチップ装着を推進するための補助制度を開始するとともに犬民カードを作成した。犬民カードを作成した方は県庁ニュースへの出演することが可能だが、応募が 312 件あった。

猟犬と思われる犬が収容される事例が増えているため、狩猟免許を担当している部署と連携し、3 年ごとの狩猟免許更新時等に猟師に対して適正飼養に係わる周知を行った。今年度は 2,000 人に参加していただいている。

次に横浜市の取組みについて、例年夏休みの宿題のための問い合わせが多いことから、

7月と8月に小中学生を対象とした「夏休み自由研究」という事業を実施し、好評だった。

他に、聴覚障害者向けの犬のしつけ教室を実施した。

従前の地域猫活動モデル事業を発展させて今年度から新たに地域猫活動支援事業を開始した。登録要件の緩和や動物愛護センターでの避妊去勢手術の利便性向上を図った。

災害時のペット対策に係るガイドラインを改訂を行い、より具体的な内容となった。

次に川崎市の取組みについて、動物愛護フェアについて、昨年度行った内容、落語やアニメーション映画をベースにして、広報に力を入れた。野菜や動物の形をしたスポンジの無料配布を行い、親子で楽しんでもらえる内容にした。

市民公開講座について、ペットも快適に暮らせる住宅について講義をいただいた。

地域猫活動サポーター登録制度を今年度から実施し、12月末現在で、4グループに登録いただいている。

次に相模原市の取組みについて、猫に関する支援事業を大きく変えた。

地域猫活動モデル事業を本事業化し、協定を締結した動物病院では避妊又は去勢手術料金を市が支払い、活動者はほぼ無料で手術が実施できるようになった。

手術に対する補助金はサポーター制度に登録いただいた方で野良猫限定とし、補助額を増額した。

猫の適正飼養ガイドラインを作成した。

次に横須賀市の取組みについて、地域猫活動に力を入れている。3年限定だった市民協働事業が昨年度で終了したが、事業を継続したいということで協議会を設置し、昨年度までの市民協働事業と同じような仕組みを継続している。

今後の活動をサポートしていただけるサポートメンバーを募集している。12月現在で10名にメンバーになっていただき、TNR等の手伝いを行っていただいている。

地域猫活動に登録いただいた団体は横須賀市動物愛護センターで避妊去勢手術を行い、316頭について手術を実施した。

次に藤沢市の取組みについて、フェスティバルについて、あいにくの雨だったが、参加者は2,000人だった。来年度は茅ヶ崎市が主催で11月24日に開催予定である。

動物愛護推進員の協力により犬の飼い方相談会や小学校へ出張授業で、野良猫に関することや犬の適正飼養等に関する内容を行った。

ボランティアと連携し、日曜日に犬の譲渡会を6回行った。好評だったので、来年度も継続して実施する。

高齢化に伴い、地域包括支援センターとの連携が進んでおり、地域包括支援センターでの研修で、動物愛護管理業務についての説明を行った。

次に茅ヶ崎市の取組みについて、県獣医師会と連携し、子ども向けの獣医師体験を行った。

飼い主への普及啓発として、犬の糞があった場所にチョークでマークをするイエローチョーク作戦を昨年度から実施し、被害が減ったという報告がある。チョーク51本を無料で市民に配布した。中には自治会に十本単位で配布したケースもあった。

海岸での犬の放し飼いによるこう傷事故が発生しており、普及啓発の看板を海岸に貼った。

委員

資料 1 - 1 の犬猫の収容数について、負傷等動物の集計方法を整理した方がよいと考える。

事務局

検討させていただく。

(2) 「神奈川県動物愛護管理推進計画（平成 26 年度から平成 35 年度）に基づく平成 2019 年度実施計画（案）」について（資料 2）

事務局

神奈川県について、小中学校の児童・生徒が、動物愛護センターの処置室や手術室などを見学しながら保護犬の聴診など、いのちの大切さを学べる獣医師体験教室を実施する。

小中学校の児童・生徒が、保護犬のシャンプー・トリミングを通じて、ボランティアの活動や動物愛護への理解が深まるように保護犬のシャンプー・トリミング体験教室を実施する。

地域猫活動を行うボランティアと連携して飼い主のいない猫の避妊去勢手術を実施する。

神奈川県獣医師会と連携し、かながわペットのいのち基金を活用して、ケガや病気の犬猫に適切な治療を施すことで、譲渡を推進する。

かながわペットのいのち基金を活用して、犬猫にしつけや馴化を行うことで譲渡を推進する。

10 頭以上の犬及び猫を飼う場合に、条例に基づく届出が義務化されたことの周知を図るとともに、届出により飼育状況を早期に把握して適正飼育について助言や指導を行う。

次に川崎市について、地域猫活動の支援事業をすすめ、特定の飼い主のいない猫を対象に捕獲器の貸出しや避妊又は去勢手術費用を一部助成する。

また、登録したサポーターの管理する猫について希望があれば動物愛護センターで無料手術を行う。

委員からの事前質問として、施策 7 の動物取扱業者への監視指導として、動物取扱業では様々な輸入動物を扱う機会もあるので、表現を「法令遵守」から「狂犬病予防法などの法令遵守」に変えたらいかがかというものがあつた。

委員

動物を輸入する際には狂犬病予防法以外に家畜伝染病予防法等、多くの法律を遵守する必要があるので、狂犬病予防法のみを強調する必要はないと考える。

委員

動物愛護管理法は環境省、狂犬病予防法は厚生労働省が所管しており、狂犬病予防法に限定せず、幅広く解釈できるようにした方がよいと考える。

委員

当該表現に変更なしということによいか。

委員

異議なし。

委員

動物愛護週間行事として行われているフェスティバルの名称に愛護を入れてはいかがかという質問と、県獣医師会より、神奈川県動物愛護協会がフェスティバル式典で行う表彰者を横浜・川崎を除く県域から選定しない場合は、フェスティバルへの参加を拒否する旨を伝えられたが、神奈川県としてもそのように考えているかという質問について、動物フェスティバルの開催経緯について説明する。

動物愛護管理法が昭和 48 年 10 月に制定されたことに伴い、県獣医師会が昭和 51 年に初めて動物フェスティバルを開催した。しばらくして神奈川県も参加するようになった。

平成 10 年より前に一度神奈川県が参加を辞退したが、平成 11 年度からまた神奈川県が参加するようになった。

神奈川県からの補助金は以前は 80 万円だったが、平成 11 年度から 60 万円となっている。

県獣医師会は 120 万円を負担している。フェスティバルの主導は県獣医師会である。

県獣医師会の範囲である横浜市、川崎市を除く県内各地で毎年開催しており、開催地の市町村から補助金をいただいている。これらは税金である。

よって、フェスティバル式典で行う表彰者は横浜市、川崎市を除く県域から選定すべきと考える。今年度は県域外の団体を推薦していたのはいかなものかと考える。

また、フェスティバルの名称を変えることは今までの活動を否定することになると考える。

委員

法律の名称も保護法から愛護法に変わったという経緯もあるので、変更を検討してもよいのではないか。

表彰について、ハーモナイズ賞として獣医師会とともに選出していた当時、横浜・川崎からの表彰者選出について同様の事案があったが、合同での選出を解散し、愛護協会独自で表彰を行うことになった際に県内であれば良いということになった。

県とは神奈川県全域という認識であり、フェスティバルは県の行事と考えていた。フェスティバルは県の事業ではないのか。

委員

県獣医師会が主体のイベントであり、県や開催地市町村は共催である。

委員

愛護という名称については、各団体の考えの中でやっているのだから、愛護という文言を

強要する必要はないと考えるがいかがか。

委員

アニマルウェルフェアに対する適切な日本語訳がない中で、愛護という言葉は時代遅れになる可能性もある中で、愛護という文字にこだわる必要はないと考える。

委員

環境省における多頭飼育に係る検討会について、川崎市が検討会委員に入っていたが、川崎市の取組みについて詳しい内容を教えて欲しい。

川崎市

多頭飼育崩壊の対策として、高齢者に限定しないで、広く普及啓発する必要があると考える。民生委員にアンケート調査を実施し、効果的な配布先を検討した。

委員

アンケート結果は教えていただけるのか。

川崎市

現在、アンケートを行っているところである。

委員

神奈川県獣医師会と連携して治療にあたる際、ペットのいのち基金はどのように使うのか。治療はどこで行うのか。

事務局

基金は動物保護センターに保護された犬や猫の治療や馴化を行い、新しい飼い主に譲渡するために活用していく。県獣医師会の協力をいただきながら、県動物保護センターで行う。

委員

県獣医師会の獣医師が動物保護センターに訪問するということか。また、神奈川県は県獣医師会と協定を締結するということか。

委員

県動物保護センターの獣医師が対応できない事案について、県獣医師会の獣医師が訪問し、職員に伝えながら治療する。神奈川県と県獣医師会が今後、協定を締結する予定である。

事務局

以上をもちまして、平成30年度神奈川県動物愛護管理推進協議会を閉会する。

本日は、お忙しい中をお集まりいただき、感謝する。